

◎新潟県告示第685号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成24年5月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 加入区の名称 北蒲原加入区

2 区域 新発田市藤塚浜及び胎内市赤川、あかね町、荒井浜、飯角、伊徳寺、江上、江尻、大出、大川町、大塚、小地谷、表町、加賀新、北成田、北本町、乙、協和町、草野、久保田、倉敷町、小出、苔実、小舟戸、小牧台、笛口浜、山王、塩津、柴橋、清水、下高田、地本、十二天、城塚、新栄町、新館、新和町、菅田、住吉町、関沢、高野、鷹ノ巣、高野村新田、高橋、高畠、竹島、館ノ越、築地、築地新、土作、つつじが丘、富岡、寅田、中倉、中条、長橋、中村浜、並瀬、西川内、西栄町、西条、西条町、西本町、野中、羽黒、八幡、八田、半山、東川内、東本町、平木田、平根台、二葉町、船戸、古館、星の宮町、堀口、本郷、本郷町、本町、松波、水沢町、宮川、宮瀬、村松浜、桃崎浜、弥彦岡、山屋、横道、若松町の区域